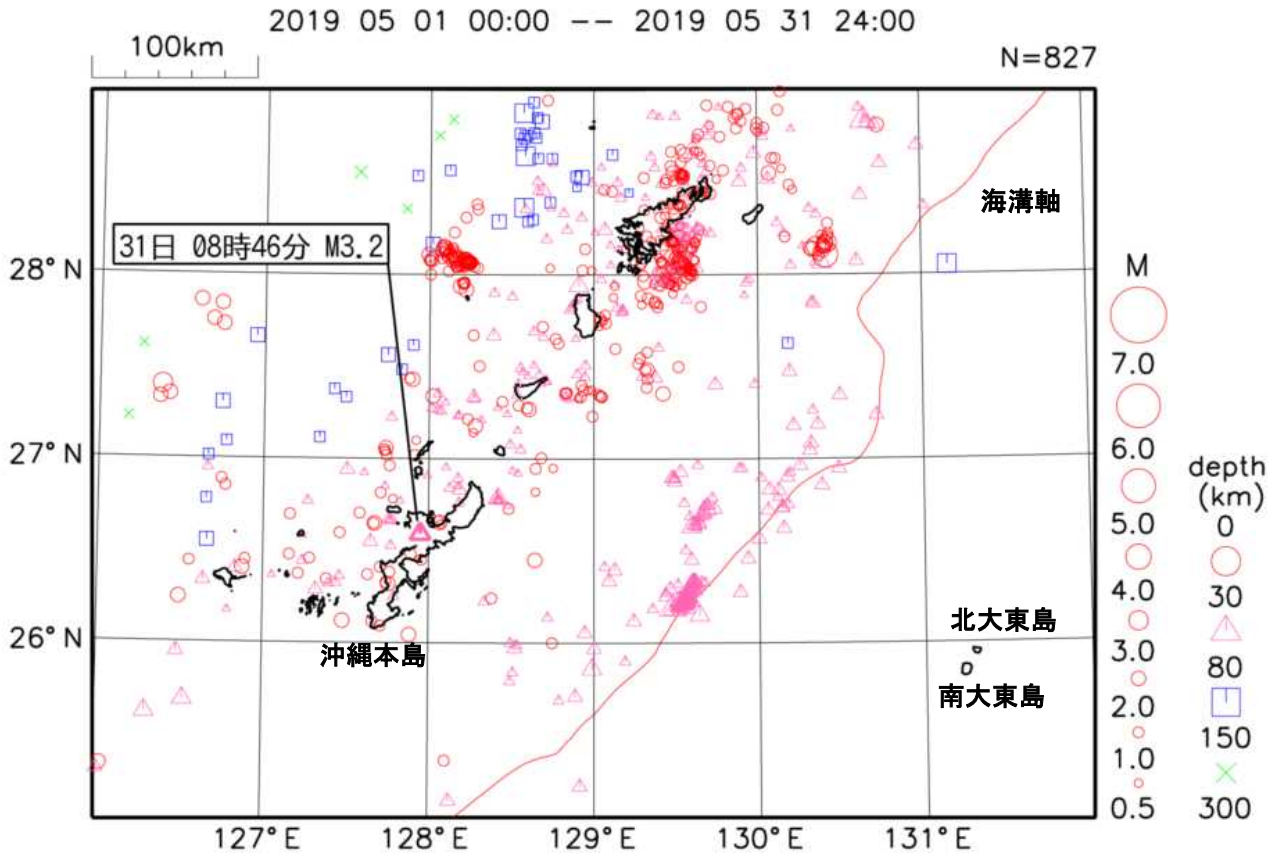


地震活動図

2019年5月

南大東島地方気象台

震央分布図



大東島地方及び沖縄本島地方で震度1以上を観測した地震を吹き出しで示しています。

図中の記号 M：マグニチュード depth：震源の深さ

N：地震回数（マグニチュード0.5以上の回数です）

[概況]

今期間に、大東島地方及び沖縄本島地方とその周辺（図の範囲内）で観測した地震は827回（4月1483回）で、このうちM4.0以上の地震は4回（4月17回）でした。なお、大東島地方で震度1以上を観測した地震は無く（4月1回）、沖縄本島地方で震度1以上を観測した地震は1回（4月5回）でした。

大東島地方及び沖縄本島地方で震度1以上を観測した地震の表（期間：2019年5月1日～31日）

震源時 各地の震度	震央地名	緯度	経度	深さ	規模
2019年05月31日08時46分 沖縄県 震度 1：名護市港*	沖縄本島近海	26° 35.4' N	127° 56.9' E	36km	M3.2

*の付いた地点は気象庁以外の震度観測点です。

※ 資料中のデータについて

この資料は、国立研究開発法人防災科学技術研究所、北海道大学、弘前大学、東北大学、東京大学、名古屋大学、京都大学、高知大学、九州大学、鹿児島大学、国立研究開発法人産業技術総合研究所、国土地理院、国立研究開発法人海洋研究開発機構、公益財団法人地震予知総合研究振興会、青森県、東京都、静岡県、神奈川県温泉地学研究所及び気象庁のデータを用いて作成しています。また、2016年熊本地震合同観測グループのオンライン臨時観測点（河原、熊野座）、米国大学間地震学研究連合（IRIS）の観測点（台北、玉峰、寧安橋、玉里、台東）のデータを用いて作成している。

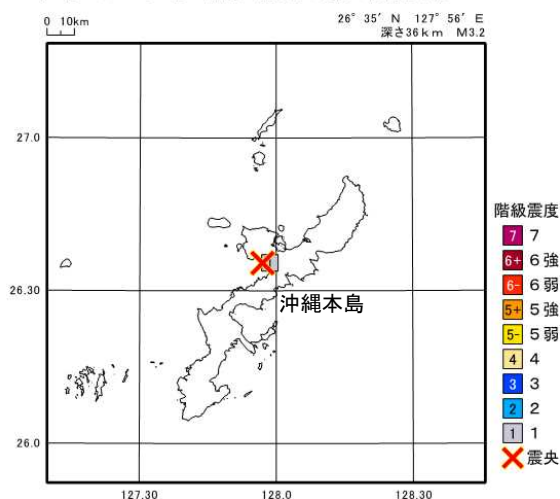
※ 概況中の震源の深さについて

震源の深さは、精度がやや劣るものは表記しないことがあります。

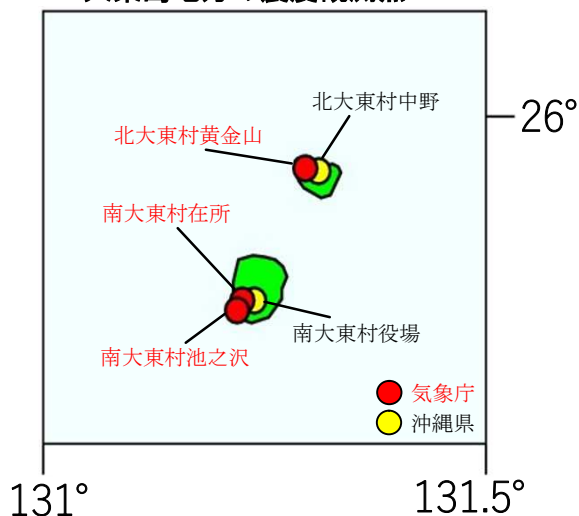
※ データについては精査により、後日修正することがあります。

大東島地方及び沖縄本島地方で震度1以上を観測した地震の震度分布図

2019年5月31日08時46分 沖縄本島近海の地震の震度分布図



大東島地方の震度観測点



本件に関するお問い合わせ先

（南大東島地方気象台）

電話 09802-2-2006

<https://www.jma-net.go.jp/daitou/>

「南海トラフ地震臨時情報」等の提供開始について

気象庁では、国や地方公共団体、企業等が、「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」に基づく防災対応をとりやすくするため、従前の「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」及び「南海トラフ地震に関連する情報（定例）」に替わり、「南海トラフ地震臨時情報」及び「南海トラフ地震関連解説情報」の情報発表を5月31日より開始しました。情報発表条件等は以下のとおりです。

●「南海トラフ地震に関連する情報」の名称及び発表条件

「南海トラフ地震に関連する情報」は、以下の2種類の情報名で発表します

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> ●南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査をした場合、または調査を継続している場合 ●観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> ●観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ●「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） <p>※すでに必要な防災対応がとられている間は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合があります</p>

●「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で情報を発表します

キーワード	各キーワードを付記する条件
調査中	<p>下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ●監視領域内^{※1}でマグニチュード6.8以上^{※2}の地震^{※3}が発生 ●1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ●その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
巨大地震警戒	<ul style="list-style-type: none"> ●想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード^{※4}8.0以上の地震が発生したと評価した場合

<p>巨大地震注意</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 監視領域内^{※1}において、モーメントマグニチュード^{※4}7.0以上の地震^{※3}が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ● 想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
<p>調査終了</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● （巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

※1：南海トラフの想定震源域内及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲（図1参照）

※2：マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始する

※3：太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く

※4：断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩盤の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、モーメントマグニチュードを求めるには詳細な解析が必要で、その値が得られるまで若干時間を要する。そのため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。



図1. 南海トラフ想定震源域内及び想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲

この地震が発生した場合には、沖縄県でも高い津波が来襲し、甚大な被害が想定されています。これら防災対策を推進する必要がある地域として、県内の16市町村が「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定（図2）されています。

指定されている市町村は名護市、糸満市、豊見城市、うるま市、宮古島市、南城市、国頭郡国頭村、同郡東村、島尻郡与那原町、同郡渡嘉敷村、同郡座間味村、同郡南大東村、同郡北大東村、同郡伊平屋村、同郡八重瀬町、宮古郡多良間村となっています。



地震・津波に関する情報は
沖縄気象台ホームページまで
<https://www.jma-net.go.jp/okinawa/index.html>

沖縄気象台

